

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課)	14
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく指定希少野生動植物の指定 …………… (自然環境課)	14
○高圧ガス保安法による指定保安検査機関の指定…………… (資源エネルギー課)	14
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	15
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (漁業管理課)	15
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	16
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	16
○知事権限に係る保安林の指定の解除 (2件) …… (治山課)	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	17
○森林法による通知に代える公示 (6件) …… (治山課)	17
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (河川課)	19
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防災害課)	19
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	19

告 示

北海道告示第382号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成22年5月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
「自治体クラウド開発実証事業 (北海道)」委託業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP

(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番地2

4 随意契約に係る契約金額

369,957,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第383号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例 (平成13年北海道条例第4号) 第8条第5項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定し、平成22年5月28日から施行する。

平成22年5月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定する種名

分類	種 名 (和名)	科 名
植物	タカネエゾムギ	イネ科
同	エゾコウボウ	同

2 指定の理由

当該種は、生育地が局限される種であり、また、人の踏み込みやエゾシカの食害などによる生育環境の変化により絶滅の危険性が高い種である。このため、特に保護を図る必要があり、指定するものである。

3 指定する区域

北海道全域

北海道告示第384号

高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第58条の30の3第1項の規定により、指定保安検査機関を次のとおり指定した。

平成22年5月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 名称

- エア・ウォーター・ハローサポート株式会社
- 2 代表者の氏名
代表取締役 吉 岡 信 男
- 3 所在地
札幌市豊平区月寒東2条16丁目1番6号
- 4 指定する地域
北海道一円
- 5 指定する区分又は業務の範囲
- (1) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第4項で規定する特定施設の保安検査
- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第80条第4項で規定する特定施設の保安検査
- 6 保安検査を行う事業所の名称及び所在地
エア・ウォーター・ハローサポート株式会社
札幌市豊平区月寒東2条16丁目1番6号
- 7 指定年月日
平成22年4月27日

北海道告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年5月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
熊牛南部	一般農道整備 [一般]	北海道釧路総合振興局
白 糠	草地整備 [担い手中核型] (区画整理)	同

北海道告示第386号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年5月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほくと上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成22年7月7日から8月20日まで
- (4) 履 行 場 所 造船所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成22年5月14日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入 札 日 時 平成22年6月25日午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5486

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel

HOKUTO Repair Service 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., June 25, 2010

C Contact point for notice : Fisheries Management Division, Bureau of Fisheries Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5486

北海道告示第387号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 稚内市大字声間村字サラキトオマナイ1402の1、1402の33

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 函館市日浦町26の2・245の1・245の12(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、245の14、245の15

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 函館市御崎町217の4(次の図に示す部分に限る。)、217の23

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第388号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第389号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 根室市納沙布92の36(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第390号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町泉川79の7・79の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、104の74、104の75
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第391号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 天塩郡遠別町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
遠別町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 美唄市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
美唄市(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに美唄市役所及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第392号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を清水町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第530号のとおりである。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

上川郡清水町字熊牛11の603所在の森林について所有権を有する 上山 典 克

北海道告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第532号のとおりである。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

河東郡上士幌町字居辺東17線200の5、字居辺東18線119の3、201の2所在の森林について所有権を有する 渡 辺 昇

(2) 掲示場所 上士幌町役場

2(1) 所在が不明な者

網走郡津別町字美都472、473の1所在の森林について所有権を有する 鴫 田 正 信
網走郡津別町字美都28の2、31の2所在の森林について所有権を有する 小 泉 樹 房

(2) 掲示場所 津別町役場

北海道告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を津別町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第533号のとおりである。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

網走郡津別町字最上193所在の森林について所有権を有する 佐々木 聡

北海道告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条

の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第534号のとおりである。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

沙流郡平取町字二風谷47の3所在の森林について所有権を有する 二 谷 守 一
沙流郡平取町字貫気別193の11所在の森林について所有権を有する 黒 川 和 子、黒 川 繁

(2) 掲示場所 平取町役場

2(1) 所在が不明な者

中川郡幕別町字軍岡474所在の森林について所有権を有する 三 浦 博 史
中川郡幕別町字軍岡475所在の森林について所有権を有する 高 木 博 恭

(2) 掲示場所 幕別町役場

北海道告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を平取町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第552号のとおりである。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

沙流郡平取町字幌毛志14の1所在の森林について所有権を有する 中 村 い し
沙流郡平取町字振内町50の4、50の6所在の森林について所有権を有する 安 田 茂

北海道告示第397号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新冠町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第588号のとおりである。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

新冠郡新冠町字大狩部80の2、80の24、80の25所在の森林について所有権を有する

新冠郡新冠町字大狩部115の4 所在の森林について所有権を有する
 中 地 薫
 大 江 福 市、大 江 廣 輝
 新冠郡新冠町字大狩部125の4、660の1 所在の森林について所有権を有する
 田 村 マ サ
 新冠郡新冠町字太陽270の1 所在の森林について所有権を有する 藤 田 京 子
 新冠郡新冠町字泉23所在の森林について所有権を有する 佐 藤 勝 彦
 新冠郡新冠町字節婦町39の1 所在の森林について所有権を有する 名須川 ミツ子
 新冠郡新冠町字新栄91の1、92の6、137の4 所在の森林について所有権を有する
 竹 原 幸 子
 新冠郡新冠町字新栄50の3、89の5、89の9、91の6 所在の森林について所有権を有する
 荒 川 房 子
 新冠郡新冠町字高江437の1 所在の森林について所有権を有する 八 木 哲 子

郡	町	字	地番	標柱番号
瀬棚郡	今金町	田代	457-14	1
同	同	同	同	2
同	同	同	457-14地先国有地	3
同	同	同	527	4
同	同	同	同	5
同	同	同	同	6
同	同	同	525-1	7
同	同	同	同	8
同	同	同	457-14	9
同	同	同	同	10

**総合振興局告示及び
振興局告示**

北海道告示第398号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 1 河 川 の 名 称 | 一級河川十勝川水系猿別川 |
| 2 廃川敷地等が生じた年月日 | 平成22年5月14日 |
| 3 廃川敷地等の位置 | (右岸) 中川郡幕別町字軍岡98番地先から同101番地先まで |
| 4 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 21,245.63㎡ |

北海道告示第399号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ

今金田代1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号とを結んだ線によって囲まれた区域

北海道十勝総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年5月14日

北海道十勝総合振興局長 竹 林 孝

- 落札者に係る物品等の名称及び数量
 乗用自動車の賃貸借（1台）一式（1月当たりの単価）
- 落札を決定した日
 平成22年4月21日
- 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 株式会社ホンダクリオ帯広
 (2) 住 所 帯広市西22条北1丁目12番地
- 落札金額
 24,979円
- 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 一般競争入札の公告
 平成22年3月12日付け北海道十勝支庁告示第48号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目